

人工内耳を補装具費支給制度の対象種目に加えることを求める意見書

人工内耳は、耳の中の蝸牛（かぎゅう）と呼ばれる器官に電気的な刺激を与えて脳に音や言葉を認識させる装置で、手術によって耳の奥に埋め込む体内機（インプラント）と音をマイクで拾って耳内の受信装置に送る体外機（スピーチプロセッサ）からなっており、補聴器では十分な装用効果が得られない重度の聴覚障がい者の唯一の聴覚獲得法です。

現在、補聴器及び離れた場所からの音声を補聴する人工内耳用FM送受信機（補助用具）の購入、買替及び修理については、補装具費支給制度の対象となっており、かかった費用の9割相当額が原則公費から支給されますが、人工内耳の体内機及び体外機については支給対象になっていません。

人工内耳は初回の手術と1台目の機器購入費及び修理不能に伴う取り替え費については医療保険が適用されますが、修理等の維持管理費や保証期間経過後の更新費用については全額自己負担となっており、装用者の大きな経済負担となっています。

平成26年2月から小児人工内耳適応年齢が生後12か月になり、難聴の乳幼児にとっては、人工内耳装用によって健聴児と同様の言語発達や学力向上が見込まれるため、近年早期に人工内耳手術を行う傾向にあることから、今後ますます人工内耳装用者が増えていくと考えられています。

よって、国におかれては、人工内耳装用者の経済的負担を考慮し、人工内耳を補聴器と同様に補装具費支給制度の対象種目に加えられるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月25日

伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様